

令和 2 年度上半期の原子力規制検査の実施状況

令和 2 年 1 2 月 1 5 日
原子力規制庁

令和 2 年度上半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査の実施状況を報告する。

1. 原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）

(1) 検査の実施状況

原子力規制事務所の検査官が中心に実施する日常検査は、滞りなく実施した。本庁から派遣する検査官が中心に実施するチーム検査は、年度当初の新型コロナウイルス感染症の影響により出張を控えた影響から、検査計画を一部延期するなどの見直しを行い、その後、順調に実施した。

(2) 検査指摘事項

実用発電用原子炉施設において、検査指摘事項に該当するものが第 1 四半期は 2 件、第 2 四半期は 5 件確認された。核燃料施設等においては検査指摘事項に該当するものがなかった。

当該期間における検査指摘事項

		件名	概要	重要度 深刻度
1	第 1 四半期	女川原子力発電所 2 号機 不適切な表面汚染密度測定 による作業員の内部被ばく	適切な表面汚染密度測定及び被ばく防護対策が実施されておらず、作業員に意図しない内部被ばくが発生した。	緑 SL
2		美浜発電所 3 号機 不適切な保全による海水ポンプ自動停止	保全計画において、設置環境及び使用環境が適切に考慮されておらず、使用済み燃料ピット等の熱除去に用いられる海水ポンプが自動停止した。	緑 SL
3	第 2 四半期	高浜発電所 3 号機 2 次側配管の異物管理対策不備による蒸気発生器伝熱管の損傷事象（法令報告）	高浜発電所 3 号機第 2 4 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 20% を超える伝熱管が計 2 本発見された。	緑 SL
4		島根原子力発電所 2 号機 不適切な操作による残留熱除去系 B ポンプ自動停止	長期停止中の島根原子力発電所 2 号機において、不適切な弁操作により、使用済燃料プールを冷却中だった残留熱除去ポンプが停止した。	緑 SL

5	伊方発電所3号機 海水管 トレンチ室内における不適 切なケーブル敷設による火 災影響軽減対策の不備	伊方発電所3号機において、 海水ポンプの制御ケーブルを 収納しているケーブルトレイ にむき出しの換気空調用のケ ーブルが入線していた。	緑 SL
6	伊方発電所3号機 制御盤 室内における感知器の不 適切な箇所への設置による火 災感知機能の信頼性低下	伊方発電所3号機において、 制御盤室内天井の自動火災感 知器（熱感知）が換気口空気 吹き出し部に近接して設置さ れていた。	緑 SL
7	川内原子力発電所2号機 配線処理室内における不適 切なケーブル敷設による火 災影響軽減対策の不備	川内原子力発電所2号機にお いて、安全停止系のケーブル を収納しているケーブルトレイ にむき出しの安全系ケーブル が入線していた。	緑 SL

(3) 検査継続案件

以下の検査気付き事項については、検査指摘事項とするか継続して確認中である。

日本原燃株式会社再処理事業所（再処理施設）における非常用電源建屋
第2非常用ディーゼル発電機燃料弁清水タンクからの漏えい事象

関西電力株式会社大飯発電所3号機における加圧器スプレイライン配管
における非破壊検査での有意な指示

2. 原子力規制検査（核物質防護関係）

(1) 検査の実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、第1四半期は、チーム検査を5
件実施した（当初予定は22件）。第2四半期は、チーム検査を26件実施
した（当初予定は22件）。

(2) 検査指摘事項

実用発電用原子炉施設において、検査指摘事項に該当するものが第1四半
期は1件、第2四半期は1件確認された。核燃料施設等において、検査指
摘事項に該当するものが第1四半期はなかったが、第2四半期は1件確認され
た。

当該期間における検査指摘事項

		件名	重要度 深刻度
1	第1 四半期	福島第二原子力発電所における周辺防護区域の設定等	緑 SL
2	第2 四半期	島根原子力発電所における情報の管理	緑 SL
3		リサイクル燃料備蓄センターにおける情報の管理	指摘事項 （追加対 応なし） SL

原子力規制検査の運用開始までの流れ

- ・ 平成28年 3月 総合規制評価サービス(IRRS)での指摘
- ・ 平成28年 5月 検査制度の見直しに関する検討チームにおいて、検討を開始
- ・ 平成29年 4月 原子炉等規制法の改正
- ・ 平成30年10月 試運用開始
 - 第1フェーズ (平成30年10月～平成31年3月)

検査の実施及び制度全体の運用に係る手法や必要な文書類の精査
検査結果の評価に係る精度の向上
各種手続きや会合等のプロセスの確立
を目的として、一部の施設に対して実施。
 - 第2フェーズ (平成31年4月～令和元年9月)

代表プラントを中心に、試運用の対象を拡大し、検査の実施に加え、検査の指摘事項に対する重要度評価やプラントの総合的な評定等をリスク重視で行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度の全体的な運用の精査を実施。
 - 第3フェーズ (令和元年10月～令和2年3月)

あらゆる原子力施設において、フェーズ2の内容を更に習熟させるよう実施。この間、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定作業や原子力事業者と検査の指摘事項の暫定的な重要度評価結果に係る模擬「意見聴取会」を行うなど、運用開始に向けた最終的な準備を実施。
- ・ 令和2年4月 運用開始